平成２１年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市吉野町10710番地268　ケアハウス優和の里
債務者　大川　清子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
岩手県一関市厳美町字若神子204番地
債務者　吉田　秀一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１２６号
岩手県奥州市水沢区字川端118番地１、前住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字川原田106番地12　シティハイムチェリー101号
債務者　吉田美和子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第４６１号
埼玉県草加市北谷１丁目８番11―301号、前住所埼玉県草加市北谷１丁目21番５号　ハイネス英美202号
債務者　デラクルーズマリアチョーナビリアフロール
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
埼玉県吉川市吉川団地３番２号201、旧住所埼玉県吉川市大字上内川912番地１
債務者　星川はつね
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
埼玉県富士見市渡戸３丁目４番25号　水神苑６
債務者　大羽田龍雄
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５０９号
埼玉県川越市大字大袋489番地５
債務者　小山八五三
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５２６号
埼玉県狭山市狭山５番21号
債務者　赤池　吉子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄770番地　東腰団地106号
債務者　黒沢　直彦
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
埼玉県秩父市大野原976番地　宿東団地第１号
債務者　丸山　素可
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
新潟県小千谷市東栄１丁目５番７号
債務者　関　　裕
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
新潟県小千谷市東栄１丁目５番７号
債務者　関　　進六
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
新潟県小千谷市東栄１丁目５番７号
債務者　関　　夏代
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
新潟県長岡市摂田屋５丁目８番９号
債務者　関根　智尋
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
岡山県倉敷市帯高831番地19
債務者　羽賀　雅予
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
岡山県総社市中央６丁目13番地135　マ・メゾン105号
債務者　佐藤いく江
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
岡山県倉敷市玉島上成701番地５
債務者　奥野　吾郎
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
岡山県倉敷市玉島上成701番地５
債務者　奥野　　瞳
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係